

Ⅱ とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

1 相談窓口

(1)相談支援事業者

障害者やその家族に対して、各種の相談に応じ、情報提供及び助言、指導を行うとともに、県、市町、障害福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整を行い、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅障害児者の自立と社会参加を促進します。

※下記の市町から委託された事業者のほか、指定特定相談支援事業者等があります。

(P149～P158 参照)

【相談支援事業者 1/2】

	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
3	宇都宮市	障がい者生活支援センターひかり	320-0072 宇都宮市若草4-20-7 セントラル若草206	028-678-3077	028-612-7718
4		障がい者生活支援センターサポートみゆき	321-0971 宇都宮市海道町79	028-661-5116	028-661-5145
5		障がい者生活支援センタークライス	320-0808 宇都宮市宮園町8-2 松島ビル2-3号室	028-666-5911	028-666-5912
7	足利市	足利市障がい者基幹相談支援センター	326-0064 足利市東砂原後町1072 足利市総合福祉センター内	0284-44-0307	0284-44-0318
8	栃木市	栃木市障がい児者相談支援センター	328-8686 栃木市万町9-25	0282-21-2235	0282-21-2682
9	佐野市	障がい者相談支援センターみどり	327-0831 佐野市浅沼町146-5 (福)とちのみ会 フロム浅沼内	0283-24-5759	0283-24-5333
10		相談支援事業所さの	327-0843 佐野市堀米町3905-8 (福)ブローニュの森内	0283-21-6811	0283-85-7752
11	鹿沼市	鹿沼市障がい者相談支援センターPLOW (プラウ)	322-0007 鹿沼市武子1566	0289-60-2588	0289-60-2589
12		障害者相談支援センターせいわ	322-0002 鹿沼市千渡1598	0289-64-0070	0289-64-0100
13	日光市	日光市障がい者相談支援センター	321-1292 日光市今市本町1	0288-22-8522	0288-21-5105
14	小山市	小山市障がい児者基幹相談支援センター	323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所2階福祉課内	0285-23-5050	0285-29-6090
15	真岡市	真岡市障害児者相談支援センター(基幹相談支援センター)	321-4305 真岡市荒町110-1 真岡市総合福祉保健センター内	0285-80-7765	0285-81-7789
16	大田原市	大田原市障害者相談支援センター	324-0041 大田原市本町1-3-1 大田原市役所A別館内	0287-20-6751	0287-20-6751
17		地域生活支援センターゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287-63-7777	0287-73-7022
18	矢板市	矢板市障がい児者相談支援センター	329-2164 矢板市本町7-21	0287-40-0886	0287-44-0089
19	那須塩原市	那須塩原市障害者相談支援センター	325-8501 那須塩原市共墾社108-2 那須塩原市役所(本庁舎)内	0287-62-7787	0287-63-8911
20		地域生活支援センターゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287-63-7777	0287-73-7022
21		(特) 栃木県北地区手話通訳派遣協会	325-0026 那須塩原市上厚崎431-17	0287-73-4422	0287-62-7776

【相談支援事業者 2/2】

	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
22	さくら市	障がい者支援センターふれあい	329-1312 さくら市櫻野1270	028-681-6666	028-681-6634
23		障害者相談支援センター桜花	329-1311 さくら市氏家1799-1	028-681-6720	028-681-6721
24	那須烏山市	那須烏山市障がい者相談支援センター	321-0624 那須烏山市旭1-3610	0287-80-1020	0287-80-1027
25	下野市	下野市障がい児者相談支援センター	329-0492 下野市笹原26 下野市役所1階 社会福祉課内	0285-37-9970	0285-37-9970
26	上三川町	上三川障がい児者生活相談支援センター	329-0611 上三川町上三川5082-15 上三川ふれあいの家ひまわり内	0285-38-6854	0285-38-6841
27	益子町	芳賀郡障害児者相談支援センター	321-3423 市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285-81-6565	0285-81-6564
28	茂木町				
29	市貝町				
30	芳賀町				
31	壬生町	あるしえん	321-0201 壬生町大字安塚2032-2	0282-86-7665	0282-25-7625
32	野木町	ライフサポートセンターゆめ	329-0111 野木町丸林582-1	0280-33-6951	0280-33-6952
33		みらい	329-0111 野木町丸林371-12	0280-57-2673	0280-57-2673
34	塩谷町	塩谷町障害者相談支援センターライキ園	329-2213 塩谷町熊ノ木1057-1 (福)同愛会ライキ園内	0287-45-2940	0287-45-2941
35	高根沢町	高根沢町障害児者生活支援センターすまいる	329-1225 高根沢町石末1825 (高根沢町福祉センター内)	028-612-2751	028-612-2751
36		障害者相談支援センターいぶき	329-1216 高根沢町桑窪2266-2	028-678-3502	028-676-3501
37	那須町	地域生活支援センターゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287-63-7777	0287-73-7022
38		指定相談支援事業所ノエル	329-3215 那須町寺子乙1994-19	0287-73-5315	0287-73-8636
39	那珂川町	相談支援センターリヴェット	324-0505 那珂川町芳井840-4	0287-96-5555	0287-96-5556
40		相談支援事業所大山田ノンフェール	324-0602 那珂川町大山田下郷955	0287-93-6022	0287-93-6023
41		那珂川町社協相談支援事業所	324-0613 那珂川町馬頭560-1	0287-92-2226	0287-92-1295

(2) 栃木県障害者総合相談所

身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が統合された障害者総合相談所として、医療、教育、職業等の各分野との連携を図りながら、総合的な相談、判定、評価等を行うほか、巡回相談や専門職員
の派遣等による市町や障害者支援施設等への支援、各種研修会の開催、情報提供等を行っています。

また、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点機関も設置されています。

①身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所

身体障害者更生相談所では、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする方への助言、支援や巡回相談、自立支援医療（更生医療）・補装具の給付についての判定、身体障害者手帳の交付を行っています。

知的障害者更生相談所では、知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする方への助言、地域・施設への巡回相談、療育手帳の判定と交付を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）

TEL 028-623-7010 FAX 028-623-7255

②発達障害者支援センターふぉーゆう

発達障害者支援センターふぉーゆうは、発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。発達障害児（者）と家族が豊かな地域生活を送れるように、関係機関と連携して、地域における支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）や家族等からのさまざまな相談に応じ、家族向けの勉強会や就労支援等を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）

TEL 028-623-6111 FAX 028-623-7255

*「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法第2条）。

県関係機関ガイドランス③栃木県立リハビリテーションセンター

栃木県立リハビリテーションセンターは、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層に対応し、障害者の自立と社会参加を促進するための複合施設です。

栃木県立リハビリテーションセンターは、回復期のリハビリテーション医療や障害者に対する外科的医療とその後のリハビリテーションを行う「リハビリテーション病院」、児童福祉施設である「こども発達支援センター」「こども療育センター」、障害者支援施設である「障害者自立訓練センター」といった様々な施設・機関で構成されており、本県における総合的なリハビリテーションシステムの中核機関として機能しています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1

TEL028-623-6101（代表）

FAX028-623-6151



栃木県立リハビリテーションセンター

③高次脳機能障害支援拠点機関

高次脳機能障害支援拠点機関は、事故や病気などによる脳損傷の後遺症として、記憶や注意、社会的行動障害等により、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者への相談に応じるとともに高次脳機能障害に関する正しい理解の普及啓発や研修会等を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）

TEL 028-623-6114 FAX 028-623-7255

(3) 栃木県精神保健福祉センター

栃木県精神保健福祉センターは、こころの健康づくりのための総合的・専門的な相談機関です。

精神的不安や悩みをはじめ、自殺やうつ病、思春期の問題、アルコール・薬物・ギャンブルなどの嗜癖に関する相談に応じるとともに、作業療法・認知行動療法などを取り入れた各種の精神科リハビリテーションを行っています。また、各種家族教室等の実施や地区組織活動への援助、精神保健福祉に関する教育・啓発にも取り組んでいます。

〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13

TEL 028-673-8785 FAX 028-673-6530



〈精神科救急医療相談〉

緊急に精神医療相談が必要になった時のために、夜間・休日の電話相談を行っています。(かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。緊急的な精神医療相談が対象ですので、継続的なご相談はご遠慮ください。)

相談時間 夜間(平日)17:00~22:00

休日(土・日・祝日)10:00~22:00

TEL 0570-666-990

〈こころのダイヤル〉

こころの健康や悩みに関する電話相談を行っています。

相談時間 9:00~17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

TEL 028-673-8341

※新型コロナウイルス感染症に係る相談時間の拡充についてはP37参照

(4) 子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)

子ども若者・ひきこもり総合相談センターは、関係機関と連携してひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の社会参加や自立に向けた取組を支援するため、電話、面接、訪問、メール、FAXによる相談に応じています。

相談時間 火~土曜日 10:00~19:00(祝日、年末年始を除く)

〒320-0055 宇都宮市下戸祭 2-3-3 TEL 028-643-3422・FAX 028-643-3452

中高年ひきこもり専用電話相談窓口 028-643-3438

メール soudan@polaris-t.net

(5) 児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じています。特に障害相談については、専門家による判定や養育面の指導のほか、必要に応じて障害児入所施設への入所等を行っています。

	名称	所在地	管轄区域	TEL	FAX
1	中央児童相談所	320-0071 宇都宮市野沢町4-1	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	028-665-7830 (代)	028-665-7831
2	県南児童相談所	328-0042 栃木市沼和田町17-22	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-24-6121 (代)	0282-24-6119
3	県北児童相談所	329-2723 那須塩原市南町7-20	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0287-36-1058 (代)	0287-37-5799

(6) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市町と連絡をとりながら、身体障害者や知的障害者をはじめ、高齢者や児童、あるいは生活に困っている方たちの相談・援助にあたっています。

☐問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

(7) 身体障害者相談員

身体障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として相談員自身が身体障害者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、身体障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

☐問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

(8) 知的障害者相談員

知的障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として知的障害者の保護者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、知的障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

☐問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

(9) 精神保健福祉相談

保健師等が、精神保健福祉に関する相談や訪問指導を行っています。

☐問合せ先 県健康福祉センター (P187) 又は宇都宮市保健所 (P189)

(10) 栃木県身体障害者総合相談所

身体障害者の結婚や介護に関する相談等に応じています。相談日時は、水・金・土曜日の10:00～15:00です。

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
栃木県身体障害者団体連絡協議会内 TEL&FAX 028-623-6353

(11) 障害者地域生活相談所（障害者 110 番）

地域における障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、栃木県弁護士会の協力により法的な助言や生活上の様々な相談に応じています。

相談日時は、月～金曜日の 9：30～16：00 です。

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ （一社）栃木県手をつなぐ育成会内

TEL 028-624-3789 FAX 028-624-8631

(12) とちぎ難病相談支援センター

とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話、面接による一般相談及びピア・サポート（難病を体験した人が、相談者と体験を共有し、ともに考え、仲間として相談者を支援していくもの）相談を実施しています。また、患者会などの交流促進や日常生活用具の展示を行っています。

【一般相談及びピア・サポート相談】

相談日時は、月～金曜日の 10:00～12:00、13:00～16:00 です。（祝日、年末年始を除く）

面接相談を希望される方は事前に予約してください。

- ・一般相談：難病相談支援員が対応します。（常駐 2 名）
- ・ピア・サポート相談：ピア・サポーターが対応します。（常駐 1 名）

【医療相談】

疾患ごとに開催しています。相談を希望される方は、事前に予約してください。

□問合せ先 とちぎ難病相談支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 1 階

TEL 028-623-6113 FAX 028-623-6100

○ 令和 3 (2021) 年度の予定

会場： 栃木県立リハビリテーションセンター（宇都宮市駒生町 3337-1）他

開催月	対象疾患	主な疾患
2021 年 5 月	神経・筋疾患（※1）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
6 月	神経・筋疾患（※1）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	骨・関節系疾患	後縦靭帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症
7 月	消化器系疾患（難治性炎症性腸管障害・肝・膵）（※2）	潰瘍性大腸炎、クローン病、原発性胆汁性胆管炎、 自己免疫性肝炎
	呼吸器系疾患	サルコイドーシス、特発性間質性肺炎
	視覚系疾患	網膜色素変性症、黄斑ジストロフィー
8 月	腎・泌尿器系疾患	I g A 腎症、一次性ネフローゼ症候群
	神経・筋疾患（※1）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症

開催月	対象疾患	主な疾患
9月	骨・関節系疾患	後縦靭帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症
	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
	循環器系疾患	特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症
10月	皮膚・結合組織疾患	全身性強皮症、混合性結合組織病
	内分泌系疾患	下垂体前葉機能低下症、 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
11月	神経・筋疾患（※1）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	消化器系疾患（難治性炎症性腸管障害・肝・膵）（※2）	潰瘍性大腸炎、クローン病、原発性胆汁性胆管炎、 自己免疫性肝炎
12月	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
	骨・関節系疾患	後縦靭帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症
2022年 1月	血液系疾患	再生不良性貧血、特発性血小板減少性紫斑病
	呼吸器系疾患	サルコイドーシス、特発性間質性肺炎
2月	神経・筋疾患（※1）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	消化器系疾患（難治性炎症性腸管障害・肝・膵）（※2）	潰瘍性大腸炎、クローン病、原発性胆汁性胆管炎、 自己免疫性肝炎
3月	骨・関節系疾患	後縦靭帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症

「※1 医療ソーシャルワーカーによる生活福祉の相談」「※2 栄養士による栄養相談」を専門の医師による相談と同時に実施する場合があります。

詳しくは、とちぎ難病相談支援センターへお問合せください。

2 療育

(1) 早期発見と療育指導

① 乳幼児健康診査

乳幼児の身体発育、精神発達等の異常の早期発見を行うとともに、発育・発達や子育て等についての指導を行っています。

- ・実施主体市町
- ・対象乳児（対象月齢は市町により異なります）、1歳6か月児、3歳児

□問合せ先 市町の母子保健担当課（P189、190）

② 乳幼児二次健康診査（発達相談）

市町が実施する乳幼児健康診査等において発見された、精神・運動発達面等に問題のある、又は将来、障害をもたらすおそれのある乳幼児等を対象に、専門スタッフによる健診及び相談を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】（P187）、栃木市健康増進課、小山市健康増進課、下野市健康増進課（各電話番号はP189）

③市町における療育指導

乳幼児健康診査等において、精神・運動発達面等で経過観察及び指導が必要とされた乳幼児等に対し、療育指導を行っています。

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
1	宇都宮市	子ども発達相談室 (発達相談)	320-0851 宇都宮市鶴田町 970-1 宇都宮市子ども発達センター	宇都宮市 子ども発達 センター	028-647-4720
		カンガルー教室 (早期療育)			
		なないろ教室 (専門療育)			
2	足利市	発達相談 つくしっ子広場	326-0808 足利市本城 3 丁目 2022-1 足利市保健センター	足利市 健康増進課	0284-22-4513
3	栃木市	乳幼児発達相談	328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター等	栃木市 健康増進課	0282-25-3505
		のびのび相談			
		にこにこ教室			
		未就学児 ことばの教室	328-0033 栃木市城内町 2-2-28 栃木市こどもサポートセンター等	栃木市 子育て支援 課	0282-20-7705
4	佐野市	ぽっぽ広場(親子教室) のびのび発達相談 子育てこころの相談 ことばの相談 運動の相談	327-8501 佐野市高砂町 1 佐野市役所等	佐野市 健康増進課	0283-24-5770
5	鹿沼市	発達相談	322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	鹿沼市 健康課	0289-63-2819
		のびのび発達相談	322-0064 鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター	鹿沼市 こども総合 サポートセ ンター	0289-63-8322
6	日光市	子育て教室 (発達相談)	321-1262 日光市平ヶ崎 109 日光市今市保健福祉センター等	日光市 健康課	0288-21-2756
		子育て教室 (心理相談)			
		あおぞら教室(言語・コミ ュニケーション)			
7	小山市	発達相談 のびっこクラス	323-8686 小山市中央町 1-1-1	小山市 健康増進課	0285-22-9525
		幼児ことばの教室	323-0024 小山市宮本町 1-3-1 小山第一小学校	小山市 学校教育課 こども課	0285-22-9639 9614 (こども課)
			323-0807 小山市城東 1-16-1 小山城東小学校		
			329-0214 小山市乙女 1954 乙女小学校		
8	真岡市	幼児ことばの教室	321-4325 真岡市田町 14-4 真岡市第一子育て支援センター	真岡市 こども家庭 課	0285-82-1113 (家庭相談係)
		遊びの教室	321-4305		0285-83-8121 (母子健康係)
		育児相談(発達・心理)	真岡市荒町 110-1 真岡市総合福祉保健センター		

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
9	大田原市	すこやか相談	324-0043 大田原市浅香 3-3575-17 大田原市福祉センター	大田原市 子ども幸福課	0287-23-8634
10	矢板市	発達相談	329-2192 矢板市本町 5-4	矢板市 子ども課	0287-44-3600
		ことばの相談	矢板市保健福祉センター		
11	那須塩原市	発達相談	325-0057 那須塩原市黒磯幸町 8-10 黒磯保健センター	那須塩原市 健康増進課	0287-63-1100
			329-2705 那須塩原市南郷屋 5-163 西那須野保健センター		0287-38-1356
		発達支援室(おひさまルーム)・個別あそび	325-0042 那須塩原市桜町 1-5	那須塩原市 子育て支援課 子ども・子育て総合センター	0287-46-5538
発達支援室(おひさまルーム)・グループあそび	那須塩原市子育て相談センター				
12	さくら市	ぶちとまと教室	329-1312 さくら市櫻野 1319-3 氏家保健センター等	さくら市 健康増進課	028-682-2589
		ぺんぎん教室			
		ばんび教室			
		とまと教室			
13	那須烏山市	こども発達相談	321-0526 那須烏山市田野倉 85-1 那須烏山市保健福祉センター	那須烏山市 こども課	0287-88-7116
		ことばの相談			
14	下野市	乳幼児健康相談	329-0414 下野市小金井 789 下野市保健福祉センターゆうゆう館	下野市 健康増進課	0285-32-8905
		発達相談(発達・心理)			
		みかん教室			
		カンガルーひろば			
		のびのび教室			
15	上三川町	たけのこ教室	329-0617 上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内 上三川町保健センター	上三川町 子ども家庭課	0285-56-9132
		さくらんぼ教室			
15	上三川町	乳幼児発達二次健康診査	329-0617 上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内 上三川町保健センター	上三川町 子ども家庭課	0285-56-9132
		子育て発達支援相談 にこにこ相談			
16	益子町	ことばの相談	321-4217 益子町益子 1532-5 益子町福祉センター	益子町 健康福祉課	0285-70-1121
		すずめの学校			
17	茂木町	ことばの教室	321-3531 茂木町茂木 1043-1 茂木町保健福祉センター元気アップ館	茂木町 保健福祉課	0285-63-2555
18	市貝町	ことばの教室	321-3423 市貝町市埜 1720-1 市貝町保健福祉センター	市貝町 健康福祉課	0285-68-1133 (健康づくり係)
19	芳賀町	ことばの教室	321-3307 芳賀町祖母井南 1 丁目 6-1 芳賀町保健センター	芳賀町 子育て支援課	028-677-6040 (子育て支援課) 028-677-0594 (保健センター)

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
20	壬生町	いちごちゃれんじ (親子教室)	321-0236 壬生町上稲葉 932	壬生町 こども未来 課	0282-81-1887
		ことばの相談	壬生町稲葉地区公民館		
		いろはにこんぺいとう	321-0218 壬生町落合 3 丁目 5-3		
		なないろ相談 (育児発達相談)	壬生町生涯学習館		
21	野木町	すくすくルーム (発達心理相談)	329-0195 野木町丸林 571	野木町 健康福祉課	0280-57-4171
		ドレミくらぶ(親子教室)	野木町保健センター		
		幼児ことばの教室	329-0111 野木町丸林 582-1 野木町総合サポートセンター	野木町 こども教育 課	0280-57-4209
22	塩谷町	ことばの相談	329-2292 塩谷町玉生 741	塩谷町 保健福祉課	0287-45-1119
		子育て相談	塩谷町役場		
23	高根沢町	ひめりんご教室	329-1225	高根沢町 健康福祉課	028-675-4559
		こども相談	高根沢町石末 1825		
		りんご教室	高根沢町保健センター		
24	那須町	乳幼児発達相談	329-3215 那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内 那須町子育て支援センター	那須町 こども未来 課	0287-71-1137
		げんきっこ教室			
		わくわく教室			
		カンガルー教室			
25	那珂川町	乳幼児発達相談	324-0501 那珂川町小川 869 わかあゆ認定こども園 (旧子育て支援センターわかあゆ)	那珂川町 子育て支援 課	0287-92-1115
		早期療育支援			
		さくらんぼ教室(2歳児)			
		かるがも教室(3歳児)			
		ひまわり教室(5歳児)			

④県健康福祉センターにおける療育指導

市町が実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査や県健康福祉センター等が実施する乳幼児二次健康診査(発達相談)等において、経過観察や支援を行うことが必要な幼児及びその保護者に対し、療育や養育等の日常生活に必要な支援を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P187)

(2)障害児通所支援

①福祉型児童発達支援センター (P159を参照してください)

未就学の障害児が通園して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

②医療型児童発達支援センター (P159を参照してください)

肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

③児童発達支援（P160を参照してください）

未就学の障害児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

④放課後等デイサービス（P160を参照してください）

学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

⑤居宅訪問型児童発達支援（P178を参照してください）

重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑥保育所等訪問支援（P178を参照してください）

保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑦障害児短期入所（P95を参照してください）

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害児を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(3) 障害児入所施設

①福祉型障害児入所施設（P180を参照してください）

障害児が入所して、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

②医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関（P180を参照してください）

障害児が入所して、適切な治療を受けるとともに、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

3 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要になります。

○障害の種類

視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害

○障害の程度

1～6級（詳しくはP195～197の身体障害者障害程度等級表を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「身体障害者手帳交付申請書」「知事の指定した医師の診断書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、「手帳の交付を受ける方の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード又は個人番号カード）」を持参してください。

○障害の程度変更

障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合にも居住地の市福祉事務所又は町役場に届け出てください。

○再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請してください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

(2)療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、知的障害児（者）に交付しています。

○障害の程度

A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階
（詳しくはP198の知的障害の判断基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「療育手帳交付等申請（届出）書」「写真（横3 cm×縦4 cm）」を提出してください。

○再判定

手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障害者総合相談所で、それぞれ再判定を受けてください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「療育手帳交付等申請（届出）書」に療育手帳を添えて提出してください。

氏名を変更された場合も上記「申請（届出）書」を提出してください。

○再交付

紛失、破損又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者福祉法に基づき、精神障害者に対し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために交付しています。

○障害の程度

1～3級（詳しくはP199～201の等級判定基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が居住地の市役所又は町役場に対して、「精神障害者保健福祉手帳申請書」、「医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」若しくは「精神障害を支給事由とする年金証書等の写し、年金振込通知書等の写し及び同意書」、「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の提示が必要です。

申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

○有効期限

2年（障害の状態を再認定して更新します。有効期限の3カ月前から更新の申請ができます。）

○等級変更

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書若しくは年金証書等の写し等を添えて申請してください。

○氏名変更

速やかに居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

○居住地変更

県内での転居の場合、速やかに新しい居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

県外へ転居の場合、転居先の都道府県の市区町村へ届け出て新たな手帳の交付を受けてください。

○再交付

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、手帳の有効期間が満了となった場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を居住地の市役所又は町役場に返還してください。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

栃木県精神保健福祉センター (TEL028-673-8785)

県健康福祉センター (P187)

(4) 手帳所持者が利用できる各種制度等

障害者を対象とした各種制度を利用する場合には、障害者手帳を呈示することによって資格の確認が容易になります。制度によっては所得制限や診断書による判定等の条件を設けていますので、詳しいことは関係する窓口にお問い合わせください。

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			掲載 ページ
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
県 営 住 宅	入居資格（収入基準）の緩和	○	○	○	○			○	○	○		○	○		8
	単身入居	○	○	○	○			P8で確認してください。				○	○	○	8
	優先入居	○	○	○	○			○	○	○		○	○		8
行 動 範 囲 の 拡 大	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	有料道路通行料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○						11
	ハイヤー・タクシー利用に対する助成	市町により内容が異なりますので、P12で確認してください。												12	
	運転免許取得費用の助成	市町により内容が異なりますので、市福祉事務所又は町役場（P188、190）にお問い合わせください。												13	
	自動車改造費用の助成													13	
医 療	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○								27
	重度心身障害者医療費の助成	障害の程度により利用条件が異なりますので、P28で確認してください。												28	
	補装具費の支給	○	○	○	○	○	○								54
	日常生活用具の給付・貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				55
手 当	特別障害者手当	○	○					○							58
	障害児福祉手当	○	○					○	○						58
	特別児童扶養手当	○	○	○	○			○	○	○					59
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○	○	○		60
税 金 等	税金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65
	NHK受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	67
	NTTふれあい案内（無料番号案内）	障害種別により内容が異なりますのでP68で確認してください。						○	○	○	○	○	○	○	68
	携帯電話の基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69
	県立施設使用料等の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70

4 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の支給を行っています。

なお、補装具費は、原則として補装具購入等に要する費用の額の1割に相当する額を自己負担いただきます。

区分	種目
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病患者等（366疾病）	装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童の補聴器購入や修理について、費用の一部助成を行っています。

市町ごとに取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市や町の福祉担当課にお問い合わせください。

○助成対象

- ・補聴器購入費等の助成を受けることができるのは、次の要件を全て満たす18歳未満の児童になります。
 - ①栃木県内に住所を有するもの。
 - ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳交付の対象とならないもの。
 - ③補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの。ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。
 - ①助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいる場合
 - ②助成対象児童が労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

○助成額

- ・助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は補聴器購入費等として必要と認める額

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

(3) 日常生活用具の給付・貸与

障害者等の日常生活をしやすいするため、地域の実情に応じて、下記の6つの種目から、各市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。(一部、費用の自己負担があります。)

対象	用途
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いる椅子等
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者等の在宅療養を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具等の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
⑥ 居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

5 身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、「目の不自由な人を導く盲導犬」「体の不自由な人の身の回りの世話をする介助犬」「耳に障害のある人を導く聴導犬」の3種類をさします。

国や自治体が管理する施設のほか、電車、バスなどの公共交通機関、ホテルやレストラン、デパートなど不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用ができます。

なお、一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者の補助犬使用の受入れが義務づけられています。

また、海外から来日される補助犬使用者についても、日本の補助犬認定団体より、「期間限定証明書」が発行された際は、日本の補助犬と同様の対応となります。

○補助犬の貸与

障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬を貸与しています。

○相談窓口の設置

補助犬使用者や施設等からの補助犬に関するトラブルの相談窓口が、県及び宇都宮市に設置されています。

- ・ 県の相談窓口
栃木県障害者権利擁護センター (TEL028-623-3139、FAX028-623-3052)
- ・ 宇都宮市の相談窓口
宇都宮市障がい福祉課 (TEL028-632-2353、FAX028-636-0398)

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

6 年金・手当等

(1) 年金

① 障害基礎年金

○ 受給要件

- ① 病気・けがのために身体の機能の障害、精神の障害などがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方
- ・ 原則として国民年金加入中の初診日であること
 - ・ 一定の保険料納付済期間等があること
- ② 20歳未満に初診があり20歳に達した時に（障害認定日が20歳以降の時は障害認定日）身体の機能の障害、精神の障害などの状態にある方

○ 障害認定

病気・けがをして、初診日から1年6カ月経過後（それ以前に症状が固定した場合には、その時点）に障害の程度に応じて等級が認定されます。

○ 年金額（令和3（2021）年4月現在）

- ・ 1級年額976,125円（月額81,343円）
 - ・ 2級年額780,900円（月額65,075円）
- 2・4・6・8・10・12月に支給されます。

○ 支給調整

上記「受給要件」の②に該当する方には、一定の額を超える所得があると年金の支給が停止されるなどの支給制限があります。

□ 問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P57）

② 障害厚生年金・障害手当金

○ 受給要件

- ① 障害基礎年金の支給対象となる障害が、厚生年金保険加入期間中の初診日である病気・けがにより生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。
- ② 障害基礎年金の支給対象には該当しない程度の障害であっても、障害厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

□ 問合せ先 厚生年金（年金事務所、P57）、共済年金等（各勤務先）

③ 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害のある方に給付金を支給する制度です。

○ 対象者

下記の①又は②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

○年金額

- ・ 1 級月額 52,450 円
- ・ 2 級月額 41,960 円

○支給調整

一定の所得のある方、老齢年金等を受給されている方には支給調整があります。

□問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P57）

④年金事務所

名称	所在地	TEL(上段) FAX(下段)	管轄区域	
			健康保険・厚生年金保険	国民年金
今市	321-1293 日光市中央町17-3	0288-88-0082 0288-21-2177	日光市、塩谷町	同左
宇都宮東	321-8501 宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211 028-683-3177	宇都宮市（田川より東側）、真岡市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町	真岡市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町
宇都宮西	320-8555 宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281 028-621-2177	宇都宮市（田川より西側）、鹿沼市、上三川町	宇都宮市、鹿沼市、上三川町
大田原	324-8540 大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311 0287-22-2177	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	同左
栃木	328-8533 栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131 0282-24-2177	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	同左

(2) 手当

各種手当の概要【詳細は P58 以降を参照してください】

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
特別障害者手当	20 歳以上の本人	①身体障害者手帳 1・2 級程度の異なる障害が重複 ②身体障害者手帳 1・2 級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等	○所得制限あり ○施設入所及び 3 カ月を超えて継続して入院の場合は対象外	27,350 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
障害児福祉手当	20 歳未満の本人	①身体障害者手帳 1・2 級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり	14,880 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
福祉手当（経過措置）	S61.3.31 において福祉手当の受給資格を有する 20 歳以上の本人	①身体障害者手帳 1・2 級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり ○特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	14,880 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
特別児童扶養手当	20 歳未満の児童を監護している父母又はその養育者	1 級 ○身体障害者手帳 1 級及び 2・3 級の一部の児童 ○療育手帳 A 1・A 2 の児童 ○上記と同程度	○所得制限あり ア児童が施設入所中の場合 イ児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く） ウ児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合	52,500 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県障害福祉課社会参加促進担当
		2 級 ○身体障害者手帳 3・4 級の一部の児童 ○療育手帳 B 1 の児童（診断書により判定） ○上記と同程度		34,970 円	

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
児童扶養手当	児童の養育者	○父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父 ○父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人	○所得制限あり	～42,500円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県こども政策課 児童家庭支援・虐待対策担当

①特別障害者手当

○受給要件

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方。ただし、施設に入所している方及び継続して 3 カ月を超えて入院している方は除きます。

- ①身体障害者手帳 1・2 級程度の異なる障害が重複している方
- ②身体障害者手帳 1・2 級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方
- ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害者本人又は障害者を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額 27,350円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄(抄)本、住民票の写し、認定診断書、所得状況届、所得の額・扶養親族等に関する市町長の証明書を添付(一部省略できるものもあります。)し、居住地の市福祉事務所又は町役場に提出してください。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P187)、市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

②障害児福祉手当

○受給要件

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

- ①身体障害者手帳 1・2 級の一部の方
- ②最重度の知的障害のある方
- ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害児本人又は障害児を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額 14,880円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

特別障害者手当の場合と同じ

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P187)、市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

③福祉手当（経過措置）

20歳以上の障害者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されましたが、改正法施行日の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の方で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方については、経過措置として引き続き従来の福祉手当が支給されます。

○内容等

障害児福祉手当と同じ

○手当額 月額14,880円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P187)、市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

④特別児童扶養手当

○受給要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母又はその養育者に対して支給されます。

障害程度		障害児1人あたり 月額	備考
1級	・身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の児童 (内部障害は診断書による) ・療育手帳A1・A2の児童 ・上記と同程度の障害があると認められた児童	52,500円	4・8・11月に4 か月分がまとめて 支給されます。
2級	・身体障害者手帳3・4級の一部の児童(内部障 害は診断書による) ・療育手帳B1の児童(診断書により判定) ・上記と同程度の障害があると認められた児童	34,970円	

※ただし、次の場合には手当は受けられません。

ア、児童が施設入所中の場合

イ、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く）

ウ、児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合

なお、父母または養育者などの前年の所得が所得制限基準額以上の場合には、支給されません。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄（抄）本、診断書（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者は、その障害程度によっては手帳の写しで可）、振込先口座申出書等を添付し、居住地の市福祉事務所又は町役場に申請する。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P187)、市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

⑤児童扶養手当

父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父、父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人（養育者）に対して支給されます。（父及び養育者は生計を同じくしている場合に支給。）

ただし、次のような場合は受給資格がありません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されている場合

また、手当を受けようとする母又は父、養育者又は生計を一にする扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、支給額が制限されたり、支給されないことがあります。

【手当月額】

区分	全部支給	一部支給
対象児童が1人のとき	月額 43,160 円	月額 43,150 円～10,180 円
対象児童が2人のとき	月額 53,350 円	月額 53,330 円～15,280 円
対象児童が3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに 月額 6,110 円を加算	3人目から児童1人増すごとに 月額 6,100 円～3,060 円を加算

※手当額はR02.4.1現在の額ですが、物価の動向により改定となる場合があります。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	受給資格者（母又は父、養育者）の所得制限 （税法上の扶養親族1人の場合）			扶養義務者 孤児等の養育者 配偶者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	490,000円未満	490,000円～ 1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	870,000円未満	870,000円～ 2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,250,000円未満	1,250,000円～ 2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,630,000円未満	1,630,000円～ 3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下 380,000円ずつ加算			

□問合せ先 県健康福祉センター（P187）、市福祉事務所又は町役場（P188、190）

県子ども政策課児童家庭支援・虐待対策担当（TEL028-623-3067）

(3)心身障害者扶養共済制度

○加入要件

次に掲げる心身障害者（児）を扶養している方で、栃木県に住所を有する65歳未満で健康な方。

- ①療育手帳の所持者、又は知的障害者（児）と判定された方

- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
- ③その他、精神や身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など)

○内容

加入者は掛金（年齢に応じ1口につき月額9,300円～23,300円）を納め、加入者が死亡又は重度障害となったときに、心身障害者（児）に年金（1口につき月額20,000円）が支給されます。

加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間が1年以上のものについては、加入期間に応じ、一時金として弔慰金が支給されます。また、5年以上加入した後に脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます。

1人2口まで加入できます。掛金を2カ月以上滞納した場合は加入者の地位を失います。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

(4)生活福祉資金

障害者世帯等に対し、以下の経費等に対して資金の貸付を行っています。

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額の目安	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むために必要な経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度：130万円、1年程度：220万円、2年程度：400万円、3年以内：580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

□問合せ先 (福) 栃木県社会福祉協議会【福祉資金課】(TEL028-622-0524 (代表))
市町社会福祉協議会(P191)

(5) 生活保護

生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、必要な保護を行う制度です。

また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもあります。

生活保護は、働く能力、預貯金・不動産などの資産、他の法律による年金・手当などの給付、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用することを要件として行われ、親・子・兄弟姉妹等からの援助を優先することとされています。

生活保護については、お住まいの市や町を所管する次の福祉事務所へご相談ください。

	福祉事務所名	所在地	TEL	管轄市町村
1	芳賀福祉事務所 (県東健康福祉センター内)	321-4305 真岡市荒町116-1	0285-82-3322	益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
2	下都賀福祉事務所 (県南健康福祉センター内)	323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-21-2948	上三川町 壬生町 野木町
3	那須福祉事務所 (県北健康福祉センター内)	324-8585 大田原市住吉町2-14-9	0287-23-2171	塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
4	宇都宮市社会福祉事務所	320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2105 028-632-2068	宇都宮市
5	足利市福祉事務所	326-8601 足利市本城3-2145	0284-20-2133	足利市
6	栃木市福祉事務所	328-8686 栃木市万町9-25	0282-21-2212	栃木市
7	佐野市福祉事務所	327-8501 佐野市高砂町1	0283-20-3020	佐野市
8	鹿沼市福祉事務所	322-8601 鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2173	鹿沼市
9	日光市福祉事務所	321-1292 日光市今市本町1	0288-21-5149	日光市
10	小山市福祉事務所	323-8686 小山市中央町1-1-1	0285-22-9622	小山市
11	真岡市福祉事務所	321-4395 真岡市荒町5191	0285-83-6063	真岡市
12	大田原市福祉事務所	324-8641 大田原市本町1-4-1	0287-23-8637	大田原市
13	矢板市福祉事務所	329-2192 矢板市本町5-4	0287-43-1116	矢板市
14	那須塩原市福祉事務所	325-8501 那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7136	那須塩原市
15	さくら市福祉事務所	329-1392 さくら市氏家2771	028-681-1106	さくら市
16	那須烏山市福祉事務所	321-0526 那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7115	那須烏山市

	福祉事務所名	所在地	TEL	管轄市町村
17	下野市福祉事務所	329-0492 下野市笹原2 6	0285-32-8901	下野市

(6)生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものです。社会的孤立状態にある人などの生活に困窮状態にある人のほか、制度の狭間で必要な支援が受けられない状態にある人も支援の対象となります。

就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まず、まずはお住まいの市町の各相談窓口にお問い合わせください。家族や周りの人からの相談も受け付けます。

お住まいの市	相談窓口	電話番号
宇都宮市	宇都宮市社会福祉協議会	028-612-6668
足利市	足利市社会福祉課	0284-20-2269
栃木市	栃木市社会福祉協議会	0282-51-7785
佐野市	佐野市社会福祉協議会	0283-22-8113
鹿沼市	鹿沼市社会福祉協議会	0289-63-2167
日光市	日光市社会福祉課	0288-25-3109
小山市	小山市福祉課	0285-22-9622
真岡市	真岡市社会福祉協議会	0285-82-8844
大田原市	大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130
矢板市	矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000
那須塩原市	那須塩原市社会福祉協議会	0287-37-6833
さくら市	さくら市社会福祉協議会	028-601-7123
那須烏山市	那須烏山市健康福祉課	0287-88-7115
下野市	下野市社会福祉協議会 下野市社会福祉課	0285-43-1236

お住まいの町	相談窓口	電話番号	各町を所管する健康福祉センター
益子町	益子町健康福祉課	0285-72-8866	県東健康福祉センター 生活福祉課 0285-82-3322
茂木町	茂木町保健福祉課	0285-63-5631	
市貝町	市貝町健康福祉課	0285-68-1113	
芳賀町	芳賀町健康福祉課	028-677-1112	
上三川町	上三川町健康福祉課	0285-56-9128	県南健康福祉センター 生活福祉課 0285-21-2948
壬生町	壬生町健康福祉課	0282-81-1883	
野木町	野木町総合サポートセンター	0280-33-6878	

お住まいの町	相談窓口	電話番号	各町を所管する 健康福祉センター
塩谷町	塩谷町保健福祉課	0287-45-1119	県北健康福祉センター 生活福祉課 0287-23-2171
高根沢町	高根沢町健康福祉課	028-675-8105	
那須町	那須町保健福祉課	0287-72-6917	
那珂川町	那珂川町健康福祉課	0287-92-0701	

相談員が対応します。不在の場合もあるので、相談を希望される方は、予め各相談窓口にお問い合わせください。

7 税金・公共料金の減免

(1) 税金の減免

区分		内 容		問合せ先	
国税	所得税	障害者控除	所得者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者（身障3～6級、中・軽度の知的障害、精神2・3級等）に該当する場合	所得控除 27万円	税務署
		障害者控除（特別障害者）	所得者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者（身障1・2級、重度の知的障害、精神1級等）に該当する場合	所得控除 40万円	
		障害者控除（同居特別障害者）	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、所得者本人又はその配偶者若しくは所得者本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合	所得控除 75万円	
		地方公共団体が心身障害者に関して実施する扶養共済制度に基づいて受ける給付金の非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者として、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金で一定の要件を備えているもの	非課税	
		小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が心身障害者に関して実施する心身障害者扶養共済制度の掛金で、一定の要件を備えているもの	所得控除 掛金額	
	相続税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の相続における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	
		障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した者が居住無制限納税義務者であり、民法第5編第2章の規定による相続人に該当し、かつ、障害者である場合	税額控除 10万円（特別障害者の場合は20万円）に85歳に達するまでの年数を乗じた額	
	贈与税	特定障害者に対する贈与税の非課税	居住無制限納税義務者である特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を有することとなる場合で、信託の際に信託会社の営業所等を経由して「障害者非課税信託申告書」を所轄の税務署長に提出した場合	6,000万円まで非課税 （特別障害者以外の者は、3,000万円まで非課税）	
		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の贈与における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	

区分		内 容		問合せ先	
地方税	住民税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下の者	非課税	市町
		障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が障害者（身障3～6級、中・軽度知的障害、精神2・3級）である場合	所得控除 26万円	
		特別障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者（身障1・2級、重度の知的障害、精神1級）である場合	所得控除 30万円	
		同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	所得控除 53万円	
		心身障害者扶養共済の掛金控除	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	所得控除 支払った額	
	事業税	重度の視力障害者（失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者）が行うあんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業	課税の対象外	県税 事務所	
	ゴルフ場 利用税	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等 ※ゴルフ場に対して申請書の提出及び障害者であることを確認できる証明書の提示が必要となります。	申請により課税されません		
	自動車税 (種別割)	①身体障害者本人〔視4級、聴3級、平衡3級、音声3級の一部、上肢2級、下肢6級（7級の重複を除く。）〕、体幹5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能6級、内部3級以上の者〕又は精神障害者本人（1級）が運転する自動車で、当該身体障害者又は当該精神障害者が所有する自動車 ②身体障害者〔視4級、聴3級、平衡3級、上肢2級、下肢3級、体幹3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能3級、内部3級以上の者〕、重度の知的障害者（療育手帳A・A1・A2）及び精神障害者（1級）（以下これらの者を「心身障害者」という。）のために、当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者の常時介護者が運転する自動車で、当該心身障害者、当該生計を一にする者又は当該常時介護者が所有する自動車（注）2以上の障害が重複し、身体障害者手帳の級別の表示が上の級となっている場合がありますが、この場合は個別の障害の等級で判断します。ただし、級別の表示が1級の場合に限り、減免の対象に該当するものとします。 申請期限や申請に必要な書類については各事務所にお問い合わせください。	申請により減免されます	自動車税 事務所 又は県税 事務所	
	自動車税、軽自動車税 (環境性能割)	①前項①の身体障害者本人又は精神障害者本人が取得する自動車 ②前項②の心身障害者、心身障害者と生計を一にする者又は心身障害者の常時介護者が取得する自動車 (注) 前項(注)と同様	申請により免除されます	自動車税 事務所 又は県税 事務所	
	軽自動車税 (種別割)	軽自動車税（種別割）の減免については、各市町で取扱いが異なりますので、直接各市町にお問い合わせください。	申請により減免されます	市町	

※詳しい内容は、関係機関にお問い合わせください。

(2) NHK受信料の免除

免除申請にあたり、市福祉事務所又は町役場で申請書に証明を受ける必要があります。

対象及び適用条件	
全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所され、自らテレビを持ちこまれている場合
半額免除	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

NHK宇都宮放送局（TEL028-634-0088）受付時間平日10:00～17:00

(3) 郵便料金の減免

区分	内容	郵便料金	備考
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物	3キログラム以下 無料	「点字用郵便」の表示
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物	3キログラム以下 無料	指定を受けている点字図書館等からの差し出し、又はがん等施設宛に差し出されるものに限る
点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とする荷物	別表のとおり	見本の提示または、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載30kg以内
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用ビデオテープ（画像に字幕又は手話を挿入したもの）を内容とする荷物	別表のとおり	聴覚障害者と指定施設との間で発受されるものに限る 見本の提示又は、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載30kg以内
定期刊行物・第三种郵便差出の特例	心身障がい者団体であること及び心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行される定期刊行物	低料第三种郵便物扱い	1回の発行部数が500部以上（日本郵便株式会社の承認が必要）

別表

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

□問合せ先 日本郵便株式会社

(4) NTTふれあい案内（無料電話番号案内）

障がい者の社会参加を促進するために、申請により無料で電話番号案内（104番）を利用することができます。

○対象者

- ①視覚障がい…身体障がい者手帳(1～6級)
- ②聴覚障がい…身体障がい者手帳(2～4級、6級)
- ③肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)…1・2級
- ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい…身体障がい者手帳(3・4級)
- ⑤療育手帳所持者
- ⑥精神障がい者保健福祉手帳所持者
- ⑦戦傷病者手帳所持者…1. 視力の障がい(特別項症～第6項症)
2. 聴覚の障がい(第2項症、第4項症)
3. 上肢の障がい(特別項症～第2項症)
4. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい(第1項症、第2項症、第4項症)

□問合せ先

NTT東日本ふれあい案内担当(TEL:0120-104174 FAX:0120-104134 全国共通)

受付時間9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)除く)

※ファックスによるお問合せの注意事項

- ・ファックスで申込書、障害者手帳等を送付いただいても受けられません。
送付された場合は破棄いたします。
- ・返信はファックスで行いますので、ファックスを受信できる方のみお問合せください。

(5) 携帯電話の基本使用料等の割引

障がい者の社会参加を促進するために、各携帯電話会社では基本使用料等が割引になるサービス等を用意しています。

サービス名称	対象者	問合せ先
NTTドコモ ハーティ割引	<p>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けており、利用者として登録されている方が対象です。</p> <p>※交付を受けているご本人が契約者名義またはご利用者として登録されている方で、お一人さま1回線のみ割引を適用できます（同一月内で1回線のみ割引適用可能です。すでに他回線で「ハーティ割引」を適用されている場合、適用中の「ハーティ割引」を廃止後、新たな回線を「翌月から適用」でお申込みいただけます。）</p> <p>※ドコモショップ、量販店、一般代理店では、スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」でも受付可能です。</p> <p>※各手帳・証明書の名称は発行元により異なる場合があります。</p>	<p>ドコモインフォメーションセンター 【ドコモの携帯電話から】 （局番なし）151 ※一般電話などからのご利用はできません。 【一般電話などからの場合】 0120-800-000 ※一部のIP電話からは接続できない場合があります。 受付時間：午前9時から午後8時（年中無休） ※年末・年始の期間中は変更になる場合がございます。 【メールでのお問い合わせ】 ・パソコン・スマートフォンから https://www.nttdocomo.co.jp/mydocomo/support/contact/index.html ・iモード電話機から iMenu→お客様サポート→お問い合わせ（パケット通信料無料） ※お問い合わせ内容によっては、数日以上のお時間をいただく場合やお答えできない場合がございます。また、回答の時間指定はお受けできませんのであらかじめご了承ください。 ※ご契約内容に関するお問い合わせ、ご利用額に関するお問い合わせなど、ご契約者本人であることの確認が必要なものは、ドコモインフォメーションセンターへお問い合わせください。 ※手帳・証明書の内容に次の変更が生じた場合は、ドコモインフォメーションセンターまたはお近くのドコモショップなどへお申出ください。 ・記載事項（手帳・証明書番号、発行元自治体）に変更が生じた場合 ・手帳・証明書の交付基準に該当せず、手帳・証明書を返還された場合</p>
a u スマイルハート割引	<p>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けている方</p>	<p>・a uの携帯番号からの場合 局番なしの157（無料） ・一般電話等からの場合 0077-7-111（無料） 受付時間9：00～20：00</p>
ソフトバンク ハートフレンド割引	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方</p>	<p>・ソフトバンクの携帯番号からの場合 局番なしの157（無料） ・一般電話等からの場合 0800-919-0157 受付時間9：00～20：00 （土日祝日を含む）</p>

(6) 県立施設使用料等の免除

	名称	所在地	TEL
1	栃木県子ども総合科学館 (展示室、プラネタリウム)	宇都宮市西川田町 567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター (鑑賞大温室)	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園 (花ちょう遊館)	真岡市下籠谷 99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田母沢御用邸記念公園 (御用邸本邸)	日光市本町 8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園 (ふしぎの船)	壬生町国谷 2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土 2686	0287-98-3055
13	障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)	宇都宮市若草 1-10-6	028-678-6677
14	栃木県立県南体育館	小山市外城 371-1	0285-21-0021
15	栃木県立県北体育館	大田原市美原 3-2-62	0287-22-8012
16	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市所野 2854	0288-53-5881
17	栃木県グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地 32	028-667-0962
18	栃木県立温水プール館	小山市外城 371-1	0285-22-4617
19	栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里町乙 1067	028-689-9715
20	栃木県総合運動公園北・中央	宇都宮市西川田 4-1-1	028-615-0581
21	とちぎスポーツ医科学センター	宇都宮市西川田 4-1-1 (カンセキスタジアムとちぎ 内)	028-645-2080
22	栃木県総合運動公園東エリア (日環アリーナ栃木)	宇都宮市西川田 4-1-1	028-658-5900

<対象者 (1~12) >

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方 と、第1種障害者(※)および精神障害者保健福祉手帳1級交付者の介助のための同伴者(障害者1名につき介助者1名)。

※注：第1種障害者 身体障害者…視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、内部1・3級と4級の一部、免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級、知的障害者…療育手帳A1・A2・A

<手続き (1~12) >

入館等の際、受付で手帳を提示してください。

<対象者 (13) >

障害者、障害者1名につき1名の介助者、障害者団体等は利用料金が減免されます。

【障害者】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者
- ② ① と同等の心身の機能の障害があると指定管理者が認める者（例：特定医療費受給者証の交付を受けた者）

【障害者団体】

- ① 構成する者のうち半数以上が障害者である団体（例：障害者のスポーツサークル）、② 障害者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体、③ 特別支援教育を行う学校、④ 障害福祉サービス等を行う事業者等、⑤ 専ら障害者福祉活動を行っているとして指定管理者が認める団体

<手続き (13) >

詳細は障害者スポーツセンターにお問い合わせください。

8 職業相談窓口

(1)ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークで、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX	手話協力員
1	ハローワーク宇都宮	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階 管轄区域：宇都宮市、上三川町、高根沢町	028-638-0369	028-638-0376	あり
2	ハローワーク那須烏山	321-0622 那須烏山市城東4-18 管轄区域：那須烏山市、那珂川町	0287-82-2213	0287-84-0199	
3	ハローワーク鹿沼	322-0031 鹿沼市睦町287-20 管轄区域：鹿沼市	0289-62-5125	0289-63-2482	
4	ハローワーク栃木	328-0041 栃木市河合町1-29 栃木合同庁舎1階 管轄区域：栃木市、壬生町	0282-22-4135	0282-23-4285	あり
5	ハローワーク佐野	327-0014 佐野市天明町2553 管轄区域：佐野市	0283-22-6260	0283-21-1256	
6	ハローワーク足利	326-0057 足利市丸山町688-14 管轄区域：足利市	0284-41-3178	0284-42-7439	あり
7	ハローワーク真岡	321-4305 真岡市荒町5101 管轄区域：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-8655	0285-84-7948	
8	ハローワーク矢板	329-2162 矢板市末広町3-2 管轄区域：矢板市、さくら市、塩谷町	0287-43-0121	0287-43-6391	
9	ハローワーク大田原	324-0058 大田原市紫塚1-14-2 管轄区域：大田原市、那須塩原市のうち旧西那須野町・旧塩原町	0287-22-2268	0287-22-5653	あり
10	ハローワーク小山	323-0014 小山市喜沢1475 おやまゆうえんパーク内 管轄区域：小山市、下野市、野木町	0285-22-1524	0285-24-3574	あり
11	ハローワーク日光	321-1272 日光市今市本町32-1 管轄区域：日光市	0288-22-0353	0288-21-0219	
12	ハローワーク黒磯	325-0027 那須塩原市共墾社119-1 管轄区域：那須塩原市のうち旧黒磯市、那須町	0287-62-0144	0287-64-3884	

手話協力員の配置日、時間は定められていますので、直接各ハローワークにお問い合わせください。

(2) 栃木障害者職業センター

栃木障害者職業センターでは、地域のハローワークや関係機関と協力しながら、就職や復職、職場定着を希望する障害者の方に対して職業相談や職業評価、職業準備支援、職場定着に向けたジョブコーチ支援、リワーク（復職）支援等を行っています。

〒320-0865 宇都宮市睦町3-8 TEL028-637-3216、FAX028-637-3190

(3) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、雇用・保健福祉・教育関係機関と連携し、障害者の就業、及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

就業面では、就職準備（実習等）、就職活動、職場定着などの支援を行っています。

生活面では、生活習慣の形成や健康管理・金銭管理などの助言や、地域生活・余暇活動の支援を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX
1	宇都宮圏域 障害者就業・生活支援センター	321-0905 宇都宮市平出工業団地 43-100 管轄区域：宇都宮市	028-678-3256	028-678-3257
2	県西圏域 障害者就業・生活支援センター 「フィールド」	322-0007 鹿沼市武子 1566 (福) 希望の家内 管轄区域：鹿沼市、日光市	0289-63-0100	0289-60-2589
3	県東圏域 障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」	321-4305 真岡市荒町 3-9-5 管轄区域：真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	0285-85-8451	0285-85-8452
4	県南圏域 障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」	321-0206 壬生町あけぼの町 5-6 管轄区域：栃木市、小山市、下野市、上三 川町、壬生町、野木町	0282-86-8917	0282-21-7109
5	県北圏域 障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」	329-1312 さくら市櫻野 1270 管轄区域：大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	028-681-6633	028-681-6634
6	両毛圏域 障害者就業・生活支援センター	326-0032 足利市真砂町 1-1 栃木県安足健康福祉センター内 管轄区域：足利市、佐野市	0284-44-2268	0284-44-2268

(4) 就労相談

障害者就業・生活支援センターの支援員による専門相談窓口を定期的に開設して、障害者の就労に関する相談に応じています。

☐問合せ先 とちぎジョブモール (TEL028-623-3226)

9 就労支援

(1) ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

障害者が職場に適応できるように、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて直接的・専門的支援を行います。

障害者が新たに就職する際の支援のほか、雇用後の職場適応支援も行います。

また、障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を図るための提案をします。

標準的な支援期間は3ヶ月程度で、事業所によるサポート体制づくりを支援し、職場定着を促進することを目的としています。

☐問合せ先 栃木障害者職業センター (TEL028-637-3216)

(2) 障害者職業訓練

障害者職業訓練では、障害者の雇用促進と職業的自立を図るため、社会福祉法人等に委託して就職に必要な知識や技能の習得を目指す「知識・技能習得訓練コース」や事業所で作業をしながら実践的な能力を身につける「実践能力習得訓練コース」を実施しています。

□問合せ先 県労働政策課産業人材育成担当 (TEL028-623-3237)
各産業技術専門校

(3) 障害者就業体験

障害者に対し、受入協力事業所において 2 週間程度の就労を体験する機会を提供し、働くことの体験から就労意欲の向上へ繋がります。受入企業側もともに働く体験から、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の雇用の促進と就労の安定を図ります。

□問合せ先 県労働政策課雇用対策担当 (TEL028-623-3224)
とちぎ障害者雇用推進協議会 代表：(福)せせらぎ会 (TEL0282-86-8917)

10 セルフ事業の促進

(1) とちぎセルフセンター

県内のセルフ商品（障害者就労支援事業所の製品・サービス）の販路拡大や受注促進のため、様々な取組を行っています。

名 称	所在地	TEL	FAX
とちぎセルフセンター	320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内 ホームページ https://www.tochigi-selp.jp	028-622-0433	028-622-5788

① 販路拡大事業

各地のイベントや県庁、市役所、病院等でのセルフ商品の展示販売を行っています。

【主な活動実績】

- ・各種イベント会場におけるナイスハートバザールの実施
- ・ナイスハートバザールinけんちょうの開催（年2回程度）

② 技術支援事業

施設職員等を対象に、商品開発、販売促進に役立つ知識を得るための研修会等を開催するほか、複数の事業所でプロジェクトを構成し、新商品開発や品質の向上を図っています。

【主な活動実績】

- ・利用者への指導に関する「職業指導員の指導力向上」やいちご一会とちぎ国体・大会に向けた「働く」を通じた障がい者の国体参加」等のテーマで研修会を実施

③ 広報事業

とちぎセルフセンターやセルフ商品についての理解促進を図るため、パンフレット、広報誌、ホームページ等によりPR活動を行います。

【主な活動実績】

- ・ホームページによりセルフ商品や事業所の取組を紹介
→ ホームページ <https://www.tochigi-selp.jp>

(2) 福祉ショップ・レストラン

セルブ商品のアンテナショップや障害者が働くレストランを設置しています。

	名 称		所在地	TEL
1	ナイスハートショップ	展示販売所	320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0433
2	cafeコパン in plaza [カフェコパン]	レストラン	320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0966
3	ふくしレストラン C I A O [チャオ]	レストラン	320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎昭和館 2階	028-623-2924

1 1 雇用の促進

(1) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用にあたり、作業設備や施設の改善、特別な雇用管理に要する事業主の経済的負担を軽減することにより、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

	名 称	内 容
1	障害者作業施設 設置等助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
2	障害者福祉施設 設置等助成金	障害者を継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備する場合に、その費用の一部を助成するものです。
3	障害者介助等助 成金	就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
4	重度障害者等通 勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
5	重度障害者多数 雇用事業所施設 設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
6	職場適応援助者 助成金	「企業在籍型職場適応援助者による支援」と「訪問型職場適応援助者による支援」があり、前者は職場適応援助者による支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するもので、後者は企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成するものです。

□問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部高齢・障害者業務課 (TEL028-650-6226)

(2) 障害者雇用調整金・報奨金

	種 類	内 容
1	障害者雇 用調整金	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率（2.2%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。
2	報奨金	常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。

□問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部高齢・障害者業務課 (TEL028-650-6226)

(3) 在宅就業障害者特例調整金・報奨金

	種 類	内 容
1	在宅就業障害者特例調整金	障害者雇用納付金申告事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。 なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。
2	在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。

□問合せ先 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部高齢・障害者業務課(TEL028-650-6226)

1 2 特別支援教育

(1) 教育相談窓口

①相談窓口

障害のある子どもの発達や養育・教育に関する相談・援助を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県総合教育センター	320-0002 宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210	028-665-7212
2	宇都宮市教育センター（※）	320-0816 宇都宮市天神1-1-24	028-639-4380	028-639-4390
3	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	028-673-6530
4	特別支援学校	下記の早期教育相談室を参照してください		
5	栃木県教育研究所相談部	320-0066 宇都宮市駒生1-1-6	028-621-7274	028-627-5682

（※）の相談窓口は、宇都宮市在住の方がご利用いただけます。

②早期教育相談室

障害のある乳幼児とその保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた指導や育て方について、相談を行っています。

	実施機関（学校名のみ）	所在地	TEL	FAX
1	県立盲学校	321-0342 宇都宮市福岡町1297	028-652-2331	028-652-4602
2	県立聾学校	320-0072 宇都宮市若草2-3-48	028-622-3910	028-624-6887
3	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2681	028-683-6977
4	県立わかくさ特別支援学校	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
5	県立富屋特別支援学校	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
6	県立富屋特別支援学校鹿沼分校	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
7	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456	028-673-7150
8	県立今市特別支援学校	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312

	実施機関（学校名のみ）	所在地	TEL	FAX
9	県立国分寺特別支援学校	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
10	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
11	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110	0284-91-3660
12	県立足利中央特別支援学校	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
13	県立益子特別支援学校	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
14	県立那須特別支援学校	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
15	県立南那須特別支援学校	321-0532 那須烏山市藤田1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
16	宇都宮大学共同教育学部附属 特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-643-1481	028-627-4561

(2) 特別支援学校

①特別支援学校（視覚障害）

県立盲学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、視覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの視力に応じて、点字や一人ひとりに適した大きさの文字によって学習しています。

□県立盲学校 321-0342 宇都宮市福岡町1297 TEL028-652-2331 FAX028-652-4602
(寄宿舎あり、スクールバスあり)

②特別支援学校（聴覚障害）

県立聾学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部があり、補聴器を使っても普段の話し声がわかりにくい程度以上の聴覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの聴力に応じて口話や口話と手話、指文字を併用する同時法等のコミュニケーション手段を使って学習しています。

□県立聾学校 320-0072 宇都宮市若草2-3-48 TEL028-622-3910 FAX028-624-6887
(寄宿舎あり、スクールバスあり)

③特別支援学校（知的障害）

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、生活に結びついた内容を、具体的な活動を通して学習しています。特に障害のため通学して教育を受けることが困難な場合は、教師が家庭等を訪問し指導にあたっています。

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立富屋特別支援学校 通学圏：宇都宮市、鹿沼市（※）	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281 028-665-6681	スクールバスあり
2	県立富屋特別支援学校鹿沼分校 通学圏：鹿沼市のうち旧鹿沼市	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111 0289-63-0363	スクールバスあり、 小中学部のみ
3	県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 通学圏：県内全域	320-8506 宇都宮市京町9-32	028-639-2080 028-639-2083	高等部のみ
4	県立今市特別支援学校 通学圏：日光市、塩谷町、鹿沼市（※）	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417 0288-22-7312	スクールバスあり、 訪問教育あり
5	県立国分寺特別支援学校 通学圏：小山市、下野市、上三川町、野木町	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121 0285-44-6698	スクールバスあり、 訪問教育あり

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
6	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市（※）、壬生町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	寄宿舎あり、 スクールバスあり、 訪問教育あり
7	県立足利中央特別支援学校 通学圏：足利市、佐野市	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185 0284-42-7553	スクールバスあり
8	県立益子特別支援学校 通学圏：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915 0285-72-7895	スクールバスあり、 訪問教育あり
9	県立那須特別支援学校 通学圏：大田原市、矢板市、 那須塩原市、那須町	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570 0287-37-5488	寄宿舎あり、 スクールバスあり、 訪問教育あり
10	県立南那須特別支援学校 通学圏：さくら市、那須烏山市、 高根沢町、那珂川町	321-0532 那須烏山市藤田1181- 152	0287-88-7571 0287-88-9867	スクールバスあり、 訪問教育あり
11	宇都宮大学共同教育学部附属 特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-621-3871 028-627-4561	

※通学圏の詳細については、各学校にお問い合わせください。

④特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある児童生徒を対象にした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、可能な限り自分の力で学校生活を送れるよう、施設や設備に配慮がなされています。また、わかくさ特別支援学校は栃木県立リハビリテーションセンターに隣接されており、入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2655 028-683-6977	寄宿舎あり、 スクールバスあり、 訪問教育あり
2	県立わかくさ特別支援学校	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650 028-643-3173	小中学部のみ
3	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市（※）、 壬生町、小山市、下野市、野木町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	スクールバスあり

※通学圏の詳細については、学校にお問い合わせください。

⑤特別支援学校（病弱）

慢性疾患や身体虚弱などの児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、いずれも病院に隣接し、入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456 028-673-7150	自治医科大学附属病 院内に分教室設置
2	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	獨協医科大学病院内 に分教室設置
3	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110 0284-91-3660	訪問教育あり

(3) 特別支援学級

小・中学校等に設置されている特別支援学級では、障害の程度の比較的小さいお子さんを対象に、障害に応じた指導を行っています。

	障害の種別	学級の名称
1	知的障害	知的障害特別支援学級
2	肢体不自由	肢体不自由特別支援学級
3	病弱・身体虚弱	病弱・身体虚弱特別支援学級
4	視覚障害	弱視特別支援学級
5	聴覚障害	難聴特別支援学級
6	自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害特別支援学級

□問合せ先 各市町教育委員会

(4) 通級指導教室

通級指導教室では、小・中学校等の通常の学級に在籍しているお子さんで、言葉や情緒面等に軽い障害のあるお子さんを対象に、その障害の状態の改善・克服のための指導を行っています。

□問合せ先 各市町教育委員会

1 3 文化芸術活動

(1) 第25回栃木県障害者文化祭（カルフルとちぎ2021こころのつどい）

障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、交流を通じて、県民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めることを目的として開催されます。

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

○内 容 芸能発表、作品展示、製作品販売、模擬店等

○開催日時 例年11月

○開催場所 とちぎ福祉プラザ、わかくさアリーナ
(宇都宮市若草1-10-6)

□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当

TEL028-623-3490、FAX028-623-3052



(2) 第7回栃木県障害者芸術展（Viewing展2022）

多くの障害者が芸術文化にふれ、才能を発揮できるよう支援する者の育成研修における集大成として、受講者らが協力して展示会の企画・運営を実践する参加型展示会です。芸術活動による障害者の社会参加及び障害者理解を促進するとともに、障害の有無にかかわらず誰もが活躍できる地域社会を実現することを目的として開催されます。

○開催日時 令和4（2022）年2月23日～27日

○開催場所 栃木県総合文化センター

□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当（TEL028-623-3490、FAX028-623-3052）



県関係機関ガイドランス④とちぎアートサポートセンターTAM

芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点として設置された障害者芸術文化活動支援センターです。

県が「認定特定非営利活動法人 もうひとつの美術館」に事業を委託することにより、相談支援、ネットワーク作り、人材育成、栃木県障害者芸術展（Viewing 展）の開催を実施しています。

□とちぎアートサポートセンターTAM

〒324-0618 那須郡那珂川町小口 1181-2（もうひとつの美術館内）

TEL080-3001-8088 E-mail : tam@nactv.ne.jp



(3) 第19回栃木こころの絵画・書道展

精神障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、県民の精神障害者への理解と交流を深めることを目的として開催されます。

○開催日時 令和4年2月16日、17日

○開催場所 栃木県総合文化センター（宇都宮市本町1-8）

□問合せ先 県障害福祉課精神保健福祉担当（TEL028-623-3093、FAX028-623-3052）

（一財）栃木県精神衛生協会（TEL028-622-7526、FAX028-622-7879）

14 スポーツ

(1) スポーツ大会の開催

①栃木県障害者スポーツ大会

県内の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象としたスポーツ大会が、年1回開催されます。

令和3（2021）年度は、下記のとおり開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

なお、個人競技については代替競技会を開催予定です。

・競技種目

○個人競技：陸上競技／卓球（サウンドテーブルテニス含む）／アーチェリー
フライングディスク／水泳／ボッチャ

○団体競技：グラウンドソフトボール／車いすバスケットボール／ソフトボール

・開催日 令和3（2021）年9月26日（日）

・会場 栃木県総合運動公園（宇都宮市西川田4-1-1）
那須烏山市緑地運動公園（那須烏山市藤田1181-85）
障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）（宇都宮市若草1-10-6）

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当
（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

市福祉事務所又は町役場（P188、190）

（特非）栃木県障害者スポーツ協会（TEL028-624-2761）

○代替競技会（個人競技）

- ・アーチェリー 令和3（2021）年11月7日（日）
宇都宮市みずほの中央公園（宇都宮市瑞穂3-3）
- ・水泳 令和3（2021）年11月21日（日）
栃木県総合運動公園（日環アリーナ栃木）（宇都宮市西川田4-1-1）
- ・陸上競技 令和3（2021）年11月23日（火・祝）
栃木県総合運動公園（カンセキスタジアムとちぎ）（宇都宮市西川田4-1-1）
- ・フライングディスク 令和3（2021）年12月5日（日）
栃木県総合運動公園（第2陸上競技場）（宇都宮市西川田4-1-1）
- ・ボッチャ 令和3（2021）年12月12日（日）
障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）（宇都宮市若草1-10-6）
- ・卓球（STT含む） 令和3（2021）年12月25日（土）
障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）（宇都宮市若草1-10-6）

②精神障害者スポーツ大会

精神障害者がソフトバレーボール等を通じて自立と社会参加の促進を図るため、毎年開催されています。

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となりました。

□問合せ先 県障害福祉課精神保健福祉担当（TEL028-623-3093、FAX028-623-3052）
（一財）栃木県精神衛生協会（TEL028-622-7526、FAX028-622-7879）

③郡・市身体障害者スポーツ大会

身体障害者とその家族、地域住民を対象としたスポーツ大会が、各地区で開催されています。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

④心身障害者スポーツ大会

心身障害者（児）が、スポーツ活動を通じて、健康の保持・増進・機能の向上を図るとともに、地域社会との交流等を促進するため、県内各地区でスポーツ大会が開催されています。

□問合せ先 栃木県心身障害児者親の会連合会（TEL028-621-3031）
（一社）栃木県手をつなぐ育成会（TEL028-624-3789）

(2) 全国障害者スポーツ大会への参加支援

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されています。

令和3（2021）年度大会（第21回大会）は、下記のとおり開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

- ・開催日 令和3（2021）年10月23日（土）～25日（月）
- ・会場 三重県伊勢市ほか

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P188、190）
（特非）栃木県障害者スポーツ協会（TEL028-624-2761）

(3) (特非) 栃木県障害者スポーツ協会

(特非) 栃木県障害者スポーツ協会では、障害者スポーツ大会の開催及び選手強化のほか、障害者が身近なところでスポーツやレクリエーションに親しめるように、スポーツ教室の開催、指導者の養成、スポーツ相談・指導、障害者スポーツの情報提供、スポーツ・レクリエーション用具の貸出等の事業を行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6

とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター内 (TEL&FAX028-624-2761)

(4) 障害者スポーツ活動支援団体

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県障害者スポーツ団体連絡協議会	321-3322 芳賀町東水沼931-5佐々木方	090-2666-4345	028-638-8838
2	栃木県障がい者スポーツ指導者協議会	326-0065 宇都宮市駒生町1088-6 ピア・アベニューA1021 那須野方	090-1234-4361	

(5) 障害者スポーツ施設

	名称	所在地	TEL	FAX
1	障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)	320-8508 宇都宮市若草1-10-6	028-678-6677	028-623-0055
2	宇都宮市サン・アビリティーズ	321-0112 宇都宮市屋板町251-1	028-656-1458	028-656-1458
3	足利市民プラザ 身体障がい者スポーツセンター	326-0823 足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278

(6) 障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)

○設置目的

障害者スポーツセンター(愛称“わかくさアリーナ”)は、障害のある方が気軽に利用することができ、障害者スポーツを通して地域の方々と交流ができる環境を整えるとともに、障害者スポーツに関する情報の発信など、本県障害者スポーツ活動の拠点として活用を図るために設置した施設です。



○施設の概要

障害者スポーツセンターには次のような設備・機能があります。

- ・アリーナ (約 950 m²) ……空調設備を完備し、バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、ボッチャコート4面などを確保可能
- ・サウンドテーブルテニス室…視覚障害者が音を頼りに行う卓球競技の専用室を2室設置
- ・トレーニングコーナー ……基礎体力づくりや主体的な健康づくりを支援
- ・ウォーキングデッキ ……手摺付のウォーキングスペースを設け、天候の影響を受けずに歩行訓練や足腰のトレーニングが可能
- ・観覧室兼多目的室 ……2階からアリーナ全体を見渡せる観覧室であり、多様な利用目的にも対応

- ・その他 ……………エレベーター、多目的トイレ、男女別障害者用トイレ、車椅子で使用可能なシャワー付きの更衣室などを設置

○開館時間及び休館日

- ・開館時間 9：00～21：00
- ・休館日 毎週月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12/29～1/3）

○利用料金

- ・専用利用（団体）の場合

施設区分		利用時間区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
		全面	半面				
アリーナ	全面			3,800円	5,720円	3,810円	3,810円
	半面			1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
サウンドテーブルテニス室				1,250円	1,670円	830円	830円
観覧室兼多目的室				1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
会議室				1,560円	2,080円	1,030円	1,030円

- ・普通利用（個人）の場合

施設区分		利用時間区分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		単 位 (1人1回につき)				
アリーナ サウンドテーブルテニス室 観覧室兼多目的室	高校生等以下			220円	220円	220円
	その他の者			430円	430円	430円
トレーニングコーナー	高校生等以下			270円	270円	270円
	その他の者			530円	530円	530円

○利用料金の減免

障害者、障害者1名につき1名の介助者及び障害者団体等は利用料金の全額を免除します。

- ・障害者 ……身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方又はそれと同等の心身の機能の障害がある方
- ・障害者団体等…半数以上が障害者であるスポーツサークル、障害者スポーツの指導者を育成する団体、障害福祉サービス等を行う社会福祉法人など

○利用申込

各施設を団体で占有して利用する場合には、事前の申込が必要です。申込期間は次のとおりです。

- ・障害者又は障害者団体等…利用日の3箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日まで
(例：12月15日に利用する場合、9月1日から12月14日まで)
- ・それ以外の者 ……利用日の1箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日まで
(例：12月15日に利用する場合、11月1日から12月14日まで)

□問合せ先

- ・住所 〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6
- ・TEL 028-678-6677
- ・管理運営団体 (特非) 栃木県障害者スポーツ協会

(7) 障害者スポーツ団体

	種 目	名 称
1	アーチェリー	宇都宮身体障害者アーチェリークラブ
2	グラウンドゴルフ	全国脊髄損傷者連合会栃木県支部グラウンドゴルフクラブ
3	ゲートボール	栃木県聴覚障害者協会ゲートボール部
4	水泳	栃木県身体障害者水泳協会（栃木とびうお）
5	スキー	栃木県障害者スキー協会
6	グラウンドソフトボール	栃木県視覚障害者福祉協会グラウンドソフトボール部
7	ソフトボール	栃木県聴覚障害者協会ソフトボール部
8	サウンドテーブルテニス	栃木県視覚障害者福祉協会サウンドテーブルテニスクラブ
9	ダーツ	とちぎ脳卒中者と家族の会 〕 かけ橋 [ダーツクラブ
10	ダーツ	とちぎ障がい者ダーツクラブ
11	卓球	栃木県障害者卓球連盟
12	卓球	栃木県聴覚障害者協会卓球部
13	車椅子ダンス	W I N G（ウイング）
14	スポーツチャンバラ	栃木県スポーツチャンバラ協会
15	車いすバスケットボール	栃木県車椅子バスケットボールクラブ
16	車いすバスケットボール	栃木レイカーズ
17	車いすツインバスケットボール	栃木マスターズ
18	バドミントン	栃木県聴覚障害者協会バドミントン部
19	シッティングバレーボール	栃木サンダース
20	バレーボール	栃木県聴覚障害者協会バレーボール部（男子部・女子部）
21	吹き矢	全国脊髄損傷者連合会栃木県支部吹き矢クラブ
22	フライングディスク	栃木県障害者フライングディスク協会
23	マラソン	栃木車椅子マラソンクラブ
24	軟式野球	栃木県聴覚障害者協会野球部（休部中）
25	陸上競技 ほか	スペシャルオリンピックス日本・栃木
26	ボッチャ	栃木県ボッチャ協会
27	卓球バレー	栃木県卓球バレー協会

※各障害者スポーツ団体への問い合わせは、（特非）栃木県障害者スポーツ協会（TEL028-624-2761）までお願いします。